

防整施第3633号
令和6年2月27日
一部改正 防整施第14928号
令和6年6月27日

各地方防衛局総務部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長 殿
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長

整備計画局施設計画課長
(公印省略)

最適化事業における設計業務の賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更の取扱いに関する試行について（通知）

標記について、下記のとおり試行することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。ただし、施行日以前に手続開始の公示を行った設計業務への適用を妨げない。

記

1 対象業務

最適化事業*におけるECI方式による設計業務を対象とする。

※ 「国家安全保障戦略について」（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）、「国家防衛戦略について」（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）及び「防衛力整備計画について」（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）に示された防衛力の抜本的強化の方向性等に基づき実施する自衛隊施設の強靱化において、各基地・駐屯地等に保有している建物やライフライン等について、現状の把握・評価を行い、施設の機能・重要度に応じた構造強化、離隔距離確保のための再配置・集約化、老朽改修、省エネ対策等を実施するもの。

2 設計等技術業務委託契約書への追記

設計等技術業務委託契約書について（防整施第6934号。28.3.31）に規定する設計等技術業務委託契約書（以下「契約書」という。）第30条の次に次の1条を追加するものとする。

（賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更）

第30条の2 発注者又は受注者は、履行期間内でこの契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務委託料が不相当となったと認めるときは、相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残業務委託料（業務委託料から当該請求時の出来形部分に相応する業務委託料を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残業務委託料（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務委託料に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残業務委託料の100分の1を超える額につき、業務委託料の変更に応じなければならない。

3 変動前残業務委託料及び変動後残業務委託料は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により業務委託料の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「この契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務委託料変更の基準とした日」とするものとする。

5 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託料が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、業務委託料の変更を請求することができる。

6 前項の場合において、業務委託料の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

7 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項又は第5項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 賃金又は物価の変動に基づく業務委託料を変更する場合の留意事項

(1) 契約書第30条の2第1項の請求は、残業務の履行期間が2月以上ある場合

に行うことができるものとする。

- (2) 同条第2項の「変動前残業務委託料」の算定の基礎となる「当該請求時の出来形部分」の確認については、第1項の請求があった日から起算して、14日以内で契約担当官等が受注者と協議して定める日において、主任監督官等に行わせるものとする。この場合において、受注者の責めにより遅延していると認められる業務量は、当該請求時の出来形部分に含めるものとする。
- (3) 同条第3項及び第6項の日数については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で延長又は短縮した日数を記載できるものである。
- (4) 同条第4項に規定する業務委託料の変更を行う場合は、第1号から前号までを準用すること。
- (5) 契約担当官等は、現場説明書により第1号及び第2号の事項を了知させること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、この試行に当たっての細部事項については、整備計画局施設整備官が定めるものとする。

4 現場説明書への追記

現場説明書に次のとおり追記するものとする。

○ 賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更について

- (1) 設計等技術業務委託契約書第30条の2に規定する賃金又は物価の変動による業務委託料の変更（以下「スライド」という。）は、残業務の履行期間が2月以上ある場合に行う。
- (2) 同条第2項の「変動前残業務委託料」の算定の基礎となる「当該請求時の出来形部分」の確認については、スライドの請求があった日から起算して14日以内で、契約担当官等が受注者と協議して定める日において、監督官が行う。この場合において、受注者の責により遅延していると認められる業務量は、当該請求時の出来形部分に含めるものとする。

写送付先：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官